

内部統制システム構築に関する基本方針について

日本精密は経営理念・企業行動指針の実現とその持続性の高い企業体質の確立を目指し、法令および定款を遵守し企業価値の最大化を図るため、また社会に役立つ企業像の追求に努めるため、次のとおり内部統制システムを設定する。

また、本基本方針およびそれに従い構築された内部統制システムは、経済情勢その他環境の変化に応じて継続的に見直しを行ない、その改善・充実を図る。

1、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条1項各号に掲げる体制について

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（第362条4項第6号）

- 1 取締役および使用人の職務権限を組織規程・業務分掌規程等により明確にし、それらに則って職務を遂行する
- 2 法令・倫理を遵守することに関する重要な情報が現場から経営トップに伝わる環境を整備し適切に運用する
- 3 倫理法令遵守を堅持するため必要な基本方針および重要事項を審議・決定し、施策が適切に運用されているよう監督する
- 4 内部監査の部署が法令および定款の遵守状況を監査する

(2) 取締役の職務の遂行に係る情報の保存および管理に対する体制（第100条第1項第1号）

- 1 取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令・取締役会規程にしたがい取締役会議事録を作成し、適切に管理・保存する
- 2 経営の重要事項を審議する会議体に関する情報については、文書管理規程にしたがい適切に記録して、これを管理・保存する
- 3 決裁書等、職務の遂行に係る重要な文書等については、文書管理規程にしたがい、適切に作成し管理・保存する

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（第100条第1項第2号）

- 1 当社のリスク管理体制を整備するために、関連する既存の諸規程は見直し、またリスク管理に係る規程を定める
- 2 リスク管理委員会(仮称)を設置し、リスク管理に関する体制、方針の決定、およびグループ内各部署のリスク管理体制についての評価・指導を行なう。各部署にリスク管理の責任者を配置して、部署ごとに自主的なリスク管理を行なう
- 3 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機対策本部(仮称)

- を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整備する
- 4 内部監査の部署は、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制(第100条第1項第3号)

- 1 取締役会およびその他の会議体において審議を尽くし決定する
- 2 内部監査の部署は業務の有効性・効率性について監査する

(5) 当社ならびにその連結対象子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制(第100条第1項第5号)

- 1 日本精密グループに属する会社は、会社の規模・事業の性質その他各会社の特性・特質を踏まえ、必要に応じ、本基本方針に定める事項についてその体制を整備構築する
- 2 連結対象子会社および基幹業務を委ねている企業(主要委託先)は、グループ経営に関する重要事項について、取締役会規程等により決定手続を定め、審議・決定する
- 3 リスク管理については、取締役および使用人はリスクの認識に努める。必要に応じて独立性を有した機関を設定し、会議体等を通じて確認・評価し、その対応施策を審議・決定する(第100条第1項2号)
- 4 リスク管理体制については、グループ経営に関する重要事項は取締役会規程等により決定手続を定め、審議・決定する(第100条第1項2号)
- 5 倫理法令遵守の体制(第100条第1項4号)
当社は日本精密グループ法令遵守のための機関を設定し、グループの倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定をし、施策の実施状況を監督する。また連結対象子会社や主要委託先と連携し、グループの倫理法令遵守の経営を推進する
- 6 当社は、グループに属する会社を含め、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する

2、会社法施行規則第100条第3項の各号に掲げる体制について

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(第1号)

- 1 必要に応じて監査役の職務の補助をする使用人を置く

(2) 監査役を補助する使用人の人事については、取締役会からの独立性を考慮して、監査役会と協議して決める(第2号)

(3) 監査役への報告に関する体制(第3号)

- 1 監査役は、取締役会および他の重要な会議に出席し、報告を受ける

- 2 取締役および使用人は、必要に応じ監査役会・監査役の要請に対して職務の執行状況を報告する

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(第4号)

- 1 取締役および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧・実施調査・取締役との意見交換・子会社および主要委託先調査と連携等の監査役の活動が円滑に行なわれるよう、監査環境の整備に協力する
- 2 監査役は、会計監査人・内部監査の部署による監査結果について適宜報告を受け、それぞれと綿密な連携を図る

以上